

新潟県青少年健全育成条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年3月30日

新潟県知事 米 山 隆 一

新潟県規則第20号

新潟県青少年健全育成条例施行規則の一部を改正する規則

次の表の改正前の欄中項の表示に下線が引かれた項（以下「削除項」という。）を削る。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）に対応する同表の改正前の欄中下線が引かれた部分（項の表示及び削除項を除く。以下「改正部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>（青少年有害情報フィルタリングサービスを利用しない旨の申出等に係る書面の記載事項）</p> <p>第15条の2 条例第26条の3第1項及び第2項に規定する規則で定める事項は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p>	<p>（青少年有害情報フィルタリングサービスを利用しない旨の申出に係る書面の記載事項等）</p> <p>第15条の2 条例第26条の3第1項に規定する規則で定める事項は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p><u>2 条例第26条の3第2項に規定する規則で定める事項は、次に掲げるものとする。</u></p> <p><u>(1) 携帯電話インターネット接続役務の提供を受けることによりその青少年が青少年有害情報の閲覧をする機会が生ずること。</u></p> <p><u>(2) 携帯電話端末又はPHS端末からのインターネットの利用を不適切に行うことによりその青少年が犯罪を犯し、犯罪を誘発し、又は犯罪による被害を受けるおそれがあること。</u></p> <p><u>(3) 当該携帯電話インターネット接続役務提供事業者が提供する青少年有害情報フィルタリングサービスの内容</u></p>

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。